

事務連絡
平成27年2月17日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の
周知の協力について（依頼）

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）が平成25年6月に公布され、平成27年4月1日に施行されることとなりました。本法の改正によって、業務用エアコンディショナー等の業務用冷凍空調機器の所有者、使用者等（以下「管理者」という。）について、機器の点検等の製品管理に係る基準の遵守、フロン類の算定漏えい量の報告（一定量以上の漏えいがある場合）等の義務が新たに適用されることとなりました（なお、管理者の新たな取り組むべき措置の詳細については、別紙2をご参照下さい。）。

このため、貴連合会におかれましても、会員企業等に対して、本事務連絡及び別紙の内容について広く周知をお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙1 フロン排出抑制法の概要
- ・別紙2 管理者が取り組む措置

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

電話：03-3581-3351（内線6895）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp